

平成17年度 阿蘇市国民健康保険税率が決まりました！

「阿蘇市発足に伴う合併協議会において、保険税の課税については「税率を統一すること」「課税方式を4方式から3方式とする」ことを踏まえ次のように決定しました。

《医療給付費分》

医療給付費分については、今年度から資産割額が廃止となりましたので、所得割額、均等割額、平等割額で課税されます。税率は下表Ⅰのとおりです。

(表Ⅰ)

平成16年度	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
旧一の宮町	7.00%	40.00%	23,000円	35,000円
旧阿蘇町	8.62%	28.50%	26,000円	32,000円
旧波野村	8.90%	40.00%	26,000円	32,000円
平成17年度				
阿蘇市	10.20%	廃止	28,000円	34,000円

※課税限度額は、530,000円

- ・所得割額とは前年の所得に応じて計算した金額
- ・均等割額とは加入者1人あたりの金額
- ・平等割額とは1世帯あたりの金額
- ※課税方式の4方式とは所得割額、資産割額、均等割額、平等割額を合算した額
- ※課税方式の3方式とは4方式から資産割額を除いた額

《介護納付金分》

介護納付金分については、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳）の方に課税され、介護納付額（支払額）に応じて税率を見直し、下表Ⅱの税率となります。

(表Ⅱ)

平成16年度	所得割額	均等割額
旧一の宮町	0.82%	8,500円
旧阿蘇町	1.25%	13,000円
旧波野村	1.90%	12,000円
平成17年度		
阿蘇市	1.90%	13,500円

- ・所得割額とは介護保険第2号被保険者の前年の所得金額に応じて計算
- ・均等割額とは介護保険第2号被保険者1人あたりの金額

※課税限度額は、80,000円

平成17年度税率改正のポイント

保険税率は、医療費の動向を見込み支払額に不足が生じないよう、本算定時に毎年見直しをする必要があります。旧阿蘇町、旧波野村においては、医療費の見込み額や介護納付金の確定額に応じて税の見直しを検討し、平成16年度にも税率改正を行っています。旧一の宮町では、医療給付費については平成7年度に税率改正し、その後財政調整基金を取り崩し、その繰越金により運営が行われ、介護納付金分についても、平成12年度制度発足から税率据え置きとなっており、平成16年度は財源不足が見込まれることから、一般会計からの繰入金増額で対処していました。

このような旧町村間の経緯から、今回の税率改正に関して特に税負担を重く感じる方もあるかと思いますが、高齢化等とともに医療費や介護納付金の上昇は避けられません。阿蘇市におきましては、保険税の上昇緩和のために余剰金や財政調整基金を一部充て、毎年税率の見直しを行いますとともに、医療費の適性化（疾病予防等）や収納率の向上に取り組みたいと考えています。

Q 資産割額はどのようにして廃止されたの？

A 資産割額は、所得割額を補うために設けられ、市街化地域と農村部との土地の評価額の差が大きいく固定資産税額に格差があること、阿蘇市以外に所有している固定資産について是对象外であること等から、阿蘇市においては資産割額を除外しました。

Q 廃止された資産割額相当分はどうなるの？

A その分は、所得割額に加算されます。

Q 納期はどうなるの？
A 納期は5月から2月までの10回となり、1ヶ月3期は暫定課税、4ヶ月10期が確定課税となります。
(下表を参照)

区分	暫定課税(※)			確定課税(※)						
	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納付月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

※暫定課税…

前年の所得確定後の8月1日を保険税の本算定日としていますので、前年度の保険税額を10期で割った相当額が、1期分として課税され、暫定課税の納付は1期から3期までとなっています。

※確定課税…

前年中の所得をもとに課税され、暫定課税額を差し引き、残りの税額を4期分から10期分までの納期でおさめることとなります。

◎保険税額の計算例 (世帯5名のうち介護保険第2号該当者2名の場合)

夫 (48歳) 農業所得金額 3,000,000円
 妻 (45歳) 専従者給与所得金額 210,000円
 子 (18歳) 高校生 所得なし
 子 (15歳) 中学生 所得なし
 母 (80歳) 無職 所得なし

医療給付費分	所得割額	夫 (3,000,000円 - 330,000円) 2,670,000 × 10.2% = 272,340円 妻 (210,000円 - 330,000円) 0円	446,300円
	均等割額	5人 × 28,000円 = 140,000円	
	平等割額	一世帯 × 34,000円 = 34,000円	
介護納付金分	所得割額	夫 (3,000,000円 - 330,000円) 2,670,000 × 1.9% = 50,730円 妻 (210,000円 - 330,000円) 0円	77,700円
	均等割額	2人 × 13,500円 = 27,000円	
年 税 額			524,000円

皆さんから収めていただく保険税は、医療費や出産育児一時金、葬祭費、高額療養費、介護納付金等の支払に充てられ、国民健康保険事業の大切な財源になっています。

国民健康保険税は
納期内に必ず納付しましょう。



- ・ 保険税に関するお問い合わせ先
- ・ 国民健康保険に関するお問い合わせ先

阿蘇市役所税務課 Tel: 22-3148
 阿蘇市役所保健課 Tel: 22-3167

今回の改正は、健全な阿蘇市国民健康保険事業を維持していくための改正です。